

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について
(組織改定に伴う変更等)

平成 20 年 6 月 2 日

本日(平成20年6月2日)、原子炉等規制法(※1)に基づき、国に原子炉施設保安規定(以下、「保安規定」という。)(※2)の変更認可申請を行いました。今後、国による審査を受けます。

申請の概要は以下のとおりです。

1. 組織改定に伴う変更

以下の保安に関する組織および職務の変更に伴い、関連する保安規定の条文を変更します。

- (1) 保全の総括に関する業務を行う部署として、新たに保修部に「設備保全課」を設置します。
- (2) プラント停止時のより一層の保安確保のため、これまで「保修計画課」が実施してきた工程管理業務について、プラント停止時の保安管理に精通している「定検保安課」に移管します。
- (3) 「保修計画課」の名称を「保守管理課」に変更します。

2. その他の変更(記載の適正化)

主なものは以下のとおり。

- (1) 発電運営課長から発電指令課長へ周知する内容について明確化します。
- (2) 運転上の制限に係る判断について、発電指令課長は速やかに行うことを明記します。
- (3) 複数の非常用炉心冷却系統が動作不能の場合は、プラントの停止操作に移行することを明確化します。

※1 原子炉等規制法とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律。

※2 保安規定とは、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転を行う上で守るべき事項(保安に関する組織、運転上の制限値等)を定めたもので、国の認可を受ける規定。

以 上